

土木工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を 踏まえた設計変更等の運用

昨今の中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているが、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（塗料や硬質ポリ塩化ビニル管など）（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する等の運用を定めるものである。

1 対象工事

浜松市が発注する土木工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（塗料や硬質ポリ塩化ビニル管など）とする。

3 設計変更等の流れ

- (1) 発注者は、特記仕様書を当初の設計図書に添付するものとする。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする（別添様式1）。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（別添様式2及び実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
 - (4) 既契約工事においては、本運用を監督員から受注者に周知するとともに、受発注者間で協議の上、本運用の適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続は、(2)(3)と同様とする。

4 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は次のとおりとする。調達検討資材のうち、購入する前に、事前に監督員と協議した資材に限り、対象数量とすることができる。
証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計図書の数値→ 設計変更不可。

設計図書の数値≤証明数量≤設計数量→ 設計変更可。対象数量は証明数量

設計数量＜証明数量→ 設計変更可。対象数量は設計数量

（注）

設計図書の数値：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数値にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※ 精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いた調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

- (3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。
- (4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負率を考慮）材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。
土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。
- (5) 本通知に基づく設計変更内容は、浜松市建設工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の対象外とする。

5 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6 適用

本運用は、令和8年7月24日以降に入札手続きを開始する工事に適用する。

なお、令和8年7月24日以前に入札手続きを開始した工事（既契約工を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

様式1

調達検討資材に関する協議書

1 契 約 番 号

2 工 事 名 称 令和 年度

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	調達予定価格	中東情勢の影響	添付書類番号

(注)

1. 種別は、①、②又は③を記入する。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を併せて監督職員に提出する。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

上記のとおり調達したいので、協議書を提出します。

令和 年 月 日

監督員 氏 名 様

住所又は所在地
受注者 商号又は名称
代表者

様式2

調達検討資材に関する実施報告書

1 契 約 番 号

2 工 事 名 称 令和 年度

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期 (○年○月)	購入価格	証明書類	証明書類番号

(注)

1. 種別は、①、②又は③を記入する。
- ① 調達検討資材の代替資材を調達する場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式価格でもよいが、別途調達経費に該当しない費用(労務費、機械器具費及び仮設材費)の増加費用は含めないこと。

上記のとおり調達したため、報告書を提出します。

令和 年 月 日

監督員 氏 名 様

住所又は所在地
受注者 商号又は名称
代表者